【別添２－２】

高知県福祉・介護職員処遇改善等支援交付金　実施スケジュール（※今後変更となる場合があります。）

・本交付金事業の実施において、要件によって申請や支払時期が異なります。（申請は法人単位でお願いします。）
　ご自身の法人（事業者）が、以下の【区分】のパターン①から③までのどれを希望されるかを御確認のうえ、交付金の申請手続きをお願いします。

【区分】

パターン①【令和８年３月交付金支払】：令和７年12月にサービスを提供している事業者であって、令和７年度中（令和８年３月末まで）に賃金改善等の実施が可能である事業者
事業完了の日から30日を経過した日又は令和８年４月20日のうちいずれか早い日までに実績報告書の提出が必要となる。

パターン②【令和８年６月交付金支払】：令和７年12月にサービスを提供している事業者であって、令和７年度中（令和８年３月まで）に賃金改善等の実施が困難な事業者
事業完了の日から30日を経過した日又は令和８年９月20日のうちいずれか早い日までに実績報告書の提出が必要となる。
実績報告書の提出までに賃金改善等を実施する。

パターン③【令和８年６月交付金支払】：令和８年１月～３月に事業所を新規開設した事業者、または、令和７年12月にやむを得ない事情（※）が発生した事業者
実績報告書の提出までに賃金改善等を実施する。

（※）「やむを得ない事情」とは、以下の事業者が想定される。
・令和７年12月にサービスを提供しているが、月遅れ請求となっている事業者
・令和７年12月のサービス提供分が、やむを得ない事情により、他の平常月と比較して著しく低い事業者

（留意事項）
・いずれの区分を選択しても、交付金の支払時期に差があるのみで、区分の違いによる事業者への算定額には影響ありません。
・実績報告書の提出時点で本交付金の要件（賃上げ実施等）を満たしていない場合、既に交付を受けた交付金は返還が必要となります。

	令和７年	令和８年								
区分	12月	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月
パターン①（３月支払）	令和7年12月にサービスを提供している事業者		事業者から県への交付申請書提出（受付期間：R8.2/2～2/12）	R7年度内（R8.3/31まで）に事業者が賃上げ実施 R8.3下旬に県から事業者へ交付金支払い	事業者から県に実績報告書を提出 ※事業完了の日から30日を経過した日又はR8.4/20のうちいずれか早い日まで					
パターン②（６月支払）	令和7年12月にサービスを提供している事業者				事業者から県への交付申請書提出（受付期間：R8.4/1～4/30）		R8.6下旬に県から事業者へ交付金支払い予定	事業者が賃上げ実施（実績報告書の提出まで）		事業者から県に実績報告書を提出 ※事業完了の日から30日を経過した日又はR8.9/20のいずれか早い日まで
パターン③（６月支払）		令和8年1月～3月に新規開設を行った事業者等（※）								